

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が署名押印して正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が署名し、<u>又は記名押印して</u>正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p><u>（代理人）</u></p> <p><u>第2条の2 要求者及び当局は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。</u></p> <p><u>2 人事委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。</u></p> <p><u>3 要求者及び当局は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所及び職業を人事委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（代理人の権限）</u></p> <p>第2条の3 代理人は、要求者又は当局のために、その事案の審査</p>

改正前	改正後
<p>(要求の取下) 第7条 略</p> <p>(審査の打切) 第8条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することが出来なくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなると認める場合においては、事案の審査を打ち切ることが出来る。</p> <p>2 人事委員会は、事案の審査を打切ることにより決定したときはその旨を要求者及び必要があるときは、<u>要求者の所轄長</u>に通知するものとする。</p> <p>(勧告) 第10条 略</p>	<p><u>に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置の要求の全部又は一部の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。</u></p> <p><u>2 代理人の行った行為は、要求者又は当局が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。</u></p> <p>(要求の取下) 第7条 略</p> <p><u>(事案の解決、要求の事由の消滅等)</u></p> <p><u>第7条の2 要求者は、関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等が生じたときは、速やかにその旨を人事委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(審査の打切り) 第8条 人事委員会は、要求者の離職、死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなると認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。</p> <p>2 人事委員会は、事案の審査を打ち切ることにより決定したときはその旨を要求者及び必要があるときは、<u>関係当事者</u>に通知するものとする。</p> <p>(勧告) 第10条 略</p> <p><u>(審査事務の委任)</u></p> <p><u>第10条の2 人事委員会は、必要があると認めるときは、措置の要求の受理及び却下、審査の打切りの決定、あっせん、判定その他直接人事委員会の判断を受ける必要があると認められる事項を除</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>き、審査に関する事務の一部を人事委員会の委員又は事務局長に委任することができる。</u></p> <p><u>2 人事委員会は、前項の委任をしたときは、その旨を関係当事者に通知するものとする。</u></p>

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の日前に提起された措置の要求については、この規則による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。